

海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金 申請の手引き

海田町では、飼い主のいない猫の増加を抑制するため、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる2名以上のグループに対して、補助金を交付する制度を設けています。

飼い主のいない猫（野良猫）は、病気にかかる可能性が高く、交通事故にあう危険にさらされています。エサが十分にあるわけではなく、飼い猫に比べて寿命が短いといわれています。かといって、無責任にエサだけを与えると、繁殖して地域にフン尿の被害を与える、ゴミを荒らすといった問題を引き起こします。猫は飼い猫・野良猫にかかわらず、法律で「愛護動物」とされています。しかし、野良猫が増えすぎると環境問題を引き起こし、猫がその原因として嫌われるようになります。

野良猫が増えることは、猫にとって不幸な状態であり、地域の皆さんにとって好ましくない状況です。

この補助金制度は、地域においてかわいそうな野良猫が増えないように、野良猫に不妊去勢手術を受けさせようとする方を支援するものです。あわせて、野良猫が無制限に繁殖することで引き起こされるフン尿等の被害を減らし、地域の衛生環境の改善を図るためのものです。

※ 飼い猫は対象外です。飼い猫の不妊去勢手術は、飼い主の責任でお願いします。

はじめに（申請される前に必ず確認していただくこと）

手術を受けさせようとする猫（以下「対象猫」といいます。）が、飼い主のいない猫（野良猫）であることを必ず確認してください。飼い猫を飼い主に無断で手術した場合、申請者がその責任を問われることとなりますので、くれぐれもご注意ください。

対象猫について、よく観察し、情報収集をしてください。すぐに野良猫と判断せずに、少なくとも数日から1週間くらいかけて観察しましょう。

【確認方法】※あくまで一例です。これらすべてを行わないとならないわけではありません。

- ◇首輪などがついていないか（※外飼いの飼い猫は、首輪をつけていないことがあります）
- ◇野良猫はエサが少ないはずなのに、毛並みがよく、肥えていたりしないか
- ◇野良猫にしては、人慣れしていないか
- ◇左右どちらかの耳に、切れ込みがないか（※耳カットは、不妊去勢手術済みという目印）
- ◇特定の家に出入りしていないか、特定の人からエサをもらったりしていないか
- ◇対象猫が生息する区域の人にたずねるなどして、情報を集める
- ◇「迷い猫」として検索対象になっていないか、インターネットで検索してみる

対象者（補助金を申請できる方）

海田町に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせようとする、次のいずれかの要件に当てはまる者

1. 海田町に住所を有する2人以上で構成され、かつ、代表者を定めているグループ
2. その他町長が認める者

※同一世帯の2人以上で構成されたグループ及び1に該当するグループの構成員が他のグループの構成員であるグループについては補助対象者となりません。

補助対象経費（補助金の対象となる費用）

海田町に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用（耳カット代を含む）

※手術前検査費用やノミ取り代などは、動物病院で支払っていても、補助対象経費にはなりません。

※耳カット：不妊去勢手術を受けた際に、手術を受けたことがわかるように、オス猫は右耳の、メス猫は左耳の一部を切除します。少しかわいそうなのですが、手術を受けていない猫との区別がつくようにするために必要な処置です。

補助金額

メス猫 1 匹につき15,000円、オス猫 1 匹につき10,000円（上限）
上記の金額に対象猫の頭数を乗じた額

【例】

※補助対象経費が上限額に満たない場合は、実費額が補助金額となります。

メス猫の不妊手術代（耳カット代を含む。）13,000円→13,000円

※補助対象経費が上限額を超えている場合は、超えている分は申請者の自己負担となります。
オス猫の去勢手術代（耳カット代を含む。）15,000円→10,000円（自己負担5,000円）

申請手続き

※ **白抜き** が、申請者の方に行っていただく手続きです。

1. 補助金交付申請（海田町へ交付申請書類を提出）

補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、誓約書（様式第2号）及び対象猫の全身写真（他の猫と被っていないもの）、生息予想域が分かる地図を添付して提出してください。

※誓約書の内容について、誓約していただきます。

これは申請にあたり、いちばん重要なことです。特に、対象猫が飼い猫でないことの確認、対象猫が飼い猫であった場合に発生した問題の解決については、申請者の方に責任を持って対応していただきます。

注意！ この時点では、対象猫の保護と不妊去勢手術は、まだ行わないでください。

申請後、海田町から補助金交付決定通知が届いたのちに着手してください。通知書が届く前に対象猫を保護し、不妊去勢手術をしていた場合、補助金を受けられなくなります。

2. 補助金交付決定（海田町から申請者へ補助金交付決定通知書を送付）

3. 対象猫を保護して、不妊去勢手術を実施

補助金交付決定通知書が届いたら、対象猫を保護して、不妊去勢手術を受けさせてください。

注意！ 不妊去勢手術は、海田町から届いた補助金交付決定通知書の右上の日付の翌日から数えて90日までに行ってください（「90日の日」より前に、年度の終わり・3月31日を迎える場合、手術の期限は早まり、3月31日までとなります）。

動物病院で対象猫に不妊去勢手術を受けさせて、料金を支払い、領収書と請求内訳書を受け取ってください。また、手術後の対象猫の全身写真を撮っておいてください。

※請求内訳書：

領収書の金額の内訳を示すもの。領収書の金額に、手術費用と耳カット代以外の費用が含まれていないか、確認するために必要です。動物病院によっては発行しない場合があります。領収書に金額の内訳が記載してあれば、請求内訳書は不要。そうでない場合は、動物病院に請求内訳書の発行を依頼するか、領収書に金額の内訳を記載してくれるよう依頼してください。

※手術後の対象猫の全身写真（耳カットの実施が確認できるもの）：

後日、実績報告していただく際に必要なものです。手術済であることを示す耳カット（左右いずれかの耳の切れ込み）が確認できるように撮ってください。手術の直後に、麻酔から覚めないうちに撮るのがよいでしょう。手術の際に動物病院に相談してみてください。

4. 実績報告（手術を済ませたら海田町へ補助金実績報告書を提出）

不妊去勢手術を済ませたら、海田町へ実績報告をしてください。
補助金実績報告書（様式第6号）に必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。

注意！ 実績報告は、手術を受けた日の翌日から数えて30日までに行ってください（「30日の日」より前に、年度の終わり・3月31日を迎える場合、報告期限は早まり、3月31日までとなります）。

※添付書類：

領収書、請求内訳書、手術後の対象猫の全身写真（耳カットの実施が確認できるもの）

5. 補助金額の確定（海田町から申請者へ補助金交付確定通知書を送付）

6. 補助金の請求（海田町へ補助金交付請求書を提出）

補助金交付確定通知書が届いたら、補助金交付請求書（様式第8号）に必要事項を記入して提出してください。

7. 補助金の交付（請求書に記入された口座に補助金を振り込みます）

その他の注意事項

- 申請にあたっては、この手引きのほか、「海田町飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱」をお読みください。
- 補助金交付申請は郵送・電子メールでも可能です。実績報告は、郵送・電子メールではできません（領収書等の原本を確認させていただくため）。
- 海田町から補助金交付決定通知書を受け取ったのちに、決定内容の変更や手術を中止する場合は「変更等申請書（様式第4号）」の提出が必要です。
- 申請多数により、年度の途中で予算上限に達した場合は、申請受付を終了します。
- 不妊去勢手術の実施の期限、実績報告書の提出期限を設けています。余裕をもった実施、提出をお願いします。

【海田町からのお願い】

野良猫に無責任なエサやりをしている人について、海田町へ苦情が寄せられています。
この補助金制度を活用して不妊去勢手術を行った対象猫をもといた地域に放したのちに、周辺の環境に影響が出ないように配慮してください。

申請窓口・問い合わせ

海田町 地域みらい課 交通環境係（役場3階）

TEL：（082）823-9219

Email：mirai@town.kaita.lg.jp

